



岡情審査第163号

平成25年7月5日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年1月24日付け岡環保第2379-1号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

岡山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則（平成6年市規則第90号。以下「登録規則」という。）第12条に基づく浄化槽保守点検業務報告書（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して、一部開示とした処分に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件公文書の開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成24年12月21日付で実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて、本件公文書の開示請求を行った。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、同年12月27日付で浄化槽保守点検業務概要に記載の受託基数は開示することにより、法人その他団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第5条第2号の非開示情報に該当することを理由として一部開示決定処分を行った。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、平成25年1月15日付で非開示部分の開示を求めて異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、同年1月24日付で、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- 1 申立人の主張要旨
し尿収集業者は「し尿収集区域図」に基づき、浄化槽保守点検業者（以

下「保守点検業者」という。)として従事しており、区域も保守点検料金も〇〇〇協会(団体名)が決めている。

し尿処理は人間が生活する上で必要不可欠であり、電気・水道等と同様に公共性の性質を持つものである。〇〇〇協会は、浄化槽の保守点検を長年にわたり独占的に行っており、岡山市民は業者の選択・価格交渉等が一切できず、自由競争の定義が守られていない。

実施機関は、浄化槽保守点検業務概要に記載の受託基数は開示することにより、法人その他団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第5条第2号の非開示情報に該当すると主張しているが、〇〇〇協会は、独占的事業を行っているため、価格・顧客競争は全くしておらず、「法人その他団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はないのである。

2 実施機関の主張要旨

申立人は、「し尿収集業者が『し尿収集区域図』に基づき、保守点検業者として従事しており、区域も保守点検料金も〇〇〇協会が決めているため、『自由競争』の定義が守られていない」旨、主張しているが、必ずしも、し尿収集業者と保守点検業者が同一者であり、し尿収集業者としての事業区域と保守点検業者としてのそれとが同一であるとは限らない。

また、保守点検料金については、保守点検業者の登録に関する事項を定めた浄化槽法(昭和58年法律第43号)、浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(平成6年市条例第30号)のいずれにおいても、登録制度を設ける上で必要とされる事項ではなく、行政が関与しているものではないことから、自由競争の定義が守られていないとの主張は、実

施機関として確認できない事項である。

登録規則第12条に基づき、各保守点検業者が市に報告した浄化槽保守点検業務報告書に記載されている受託基数は、各保守点検業者の保守点検業務の受注実績であるから営業・販売活動に関する情報であり、開示することにより、保守点検業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号に該当する。

そして、当該報告の内容は、公表することを目的に取得したものではなく、また、各保守点検業者が事業活動を行う上で作成・配布し、又は自主的に公表した資料等から、多数の者が知り得る情報であるとの事情も窺えないことから、客観的にみて、開示することにより、保守点検業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると解すべきである。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

(1) 登録規則第12条では、「浄化槽保守点検業者は、毎年6月30日までに、前年の4月1日以後の1年間における保守点検業務の状況について、浄化槽保守点検業務報告書（様式第14号）により市長に報告しなければならない。」と規定している。本件公文書は、これに基づいて保守点検業者が、実施機関に報告した直近の浄化槽保守点検業務報告書である。

(2) 浄化槽保守点検業務報告書には、報告年月日、報告者の住所（主た

る事務所の所在地)、氏名(名称)、法人にあっては代表者の氏名、電話番号、登録番号、登録年月日、営業所の名称及び所在地が記載され、また、浄化槽保守点検業務概要として「報告年度(前年の4月1日以後の1年間をいう。以下同じ。)内において浄化槽管理者から新たに保守点検の委託を受けた浄化槽の基数」、「報告年度末において浄化槽管理者から保守点検の委託を受けている浄化槽の総基数」、「報告年度内において新たに保守点検を開始した浄化槽の基数」、「報告年度末において浄化槽の保守点検を行っている浄化槽の総基数」といった項目ごとに、単独合併別・処理対象人員の区別の受託基数が記載されており、実施機関は受託基数の全てを非開示としている。

2 条例第5条第2号該当性について

- (1) 条例第5条第2号は「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。
- (2) 保守点検業者ごとの浄化槽の受託基数は、通常、各保守点検業者の内部において管理される情報であり、また、実施機関が公表することを目的に取得した情報ではないため、一般に知られていない情報である。

申立人は、〇〇〇協会は、独占的事業を行っているため、価格・顧客競争は全くしていないと主張するが、実施機関が非開示とした受託

基数は、保守点検業者ごとの浄化槽保守点検業務の受注実績であり、保守点検業者の経営状況を反映するものである。したがって、このような情報が開示されることになれば、当該法人その他団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 1月24日	諮問書の收受
平成25年 1月28日	審 議
平成25年 2月14日	実施機関側意見書の收受
平成25年 2月25日	審 議
平成25年 4月 3日	申立人側意見書の收受
平成25年 4月22日	審 議
平成25年 5月 1日	実施機関側意見書の收受
平成25年 5月20日	審 議
平成25年 6月24日	審 議
平成25年 7月 5日	答 申